

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に寄与するため、予算の範囲内において登別市高効率給湯機器等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）高効率給湯器 既設の給湯器に対して、30%以上のCO₂削減効果が得られる給湯器をいう。
- （2）コージェネレーションシステム 都市ガス、天然ガス、液化石油ガス、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池をいう。
- （3）高効率給湯機器等 高効率給湯器及びコージェネレーションシステムをいう。
- （4）市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、登別市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。
- （5）更新工事 既設の給湯器から高効率給湯機器等への更新を行う工事をいう。
- （6）取扱事業者 第3条第1項第1号に掲げる要件を満たす者であり、更新工事を請け負う個人又は法人をいう。
- （7）市内取扱事業者 取扱事業者のうち、登別市内に本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有するものをいう。
- （8）市外取扱事業者 取扱事業者のうち、登別市外に本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有するものをいう。
- （9）着手 更新工事に係る契約又は発注等を行うことをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- （2）第6条に規定する補助金の交付を申請する時点において、登別市に

おける納期の到来した市税等について未納がない者であること。

(3) 第6条に規定する補助金の交付を申請する時点において、市民であること。ただし、当該申請をする時点で市民でない場合は、第9条に規定する補助金の実績を報告する時点において市民であること。

(4) 同一の会計年度において、補助金の交付を受けた者でないこと又は交付を受ける予定のない者であること。

(5) 更新工事を取扱事業者に依頼する者で、次のいずれにも該当するものであること。

ア 更新工事を行う住宅に常時居住している者であること。ただし、更新工事後に居住予定の場合は、第9条に規定する補助金の実績を報告する時点において当該住宅に居住している者であること。

イ 更新工事を行う住宅を所有している者であること。ただし、更新工事後に所有予定の場合は、第9条に規定する補助金の実績を報告する時点において当該住宅の建物の登記事項証明書(権利部(甲区))に所有者として登記されている者であること。

ウ 更新工事を転売目的で行うものでないこと。

エ 第7条に規定する交付の決定前に着手していないこと。

オ 他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項第5号に該当する者が複数いる場合は、そのうち1名を補助対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、高効率給湯機器等の購入(付帯するリモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線等を含む)、据え付け及び工事に要する経費とする。ただし、既設の給湯器の撤去に係る工事費、処分費、運搬費等は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市外取扱事業者に依頼して高効率給湯機器への更新工事を行う場合 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。

(2) 市内取扱事業者に依頼して高効率給湯機器への更新工事を行う場合 次のア及びイで得た額の合計とする。この場合において、ア及びイのそれぞれに次項の規定を適用するものとする。

ア 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。

イ 補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

(3) 市外取扱事業者に依頼してコージェネレーションシステムへの更新工事を行う場合 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、60万円を限度とする。

(4) 市内取扱事業者に依頼してコージェネレーションシステムへの更新工事を行う場合 次のア及びイで得た額の合計とする。この場合において、ア及びイのそれぞれに次項の規定を適用するものとする。

ア 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、60万円を限度とする。

イ 補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、適当でないと認めたときは登別市高効率給湯機器等導入促進補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定により申請した内容を変更又は中止しようとするときは、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金(変更・中止)承認申請書(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第6条の規定により申請した内容の変更が軽微であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

(1) 第6条の規定により申請した内容の変更等が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、そ

の結果を登別市高効率給湯機器等導入促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、更新工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は更新工事の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（実績報告等）

第9条 交付決定者は、更新工事の完了の日から30日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日のいずれか早い日までに登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書（別記様式第6号）に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の額を確定し、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求等）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付請求書（別記様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（使用状況等の調査）

第11条 交付決定者は、住宅のエネルギー使用状況等について、市長の要求があったときは、必要な情報提供等に協力するものとする。

（手続代行）

第12条 申請者又は交付決定者は、第6条の交付申請、第8条の事業内容の変更等、第9条の実績報告及び第10条の請求等の手続について、取扱事業者に依頼して行うことができる。

- 2 前項の規定により手続を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続に対して誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（取得財産等の管理及び処分）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産等（以下「取得財産等」という。）の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 交付決定者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは売却し、廃棄し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、取得財産等の使用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合はこの限りでない。
- 3 市長は、交付決定者に対し、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより得た収入の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2）更新工事の施行の方法等が不相当と認められるとき。
- （3）申請等に不正の行為があると認められるとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 交付決定者は、前条第3項及び前項の規定により、市長から補助金の返還を求められたときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の整備）

第15条 交付決定者は、更新工事に関する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年告示第127号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年告示第144号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年告示第 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の規定により作成された様式用の紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

別表第1 登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付申請書兼誓約書
(別記様式第1号)の添付書類

添 付 書 類	
1	補助金計算シート(高効率給湯機器用)及びCO ₂ 削減効果算定シート(高効率給湯機器用)
2	給湯機器等の機能及び計算に使用した数値が分かる製品カタログ等
3	登別市における納期の到来した市税等について未納がないことを証明する書類の写し
4	更新工事に要する費用が分かる書類(見積書等)の写し ※ 製品購入費用、工事費用等の内訳が分かるものに限る
5	既設の給湯器を確認できる工事着手前の現況写真
6	更新工事を行う住宅に常時居住していることを確認できる書類(住民票、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)の写し ※ 当該申請時点で居住していない場合は登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書(別記様式第6号)に添付すること
7	更新工事を行う住宅の建物の登記事項証明書(申請者が権利部(甲区)に所有者として登記されているもの)の写し ※ 当該申請時点で当該住宅を所有していない場合は登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書(別記様式第6号)に添付すること
8	その他市長が必要と認める書類

別表第2 登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書（別記様式第6号）の添付書類

添 付 書 類	
1	交付決定者の本人確認書類（住民票、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し（記載されている住所と更新工事を行った住宅の所在地が一致しているもの） ※ 交付申請時に提出したものと内容に変更がない場合は不要
2	更新工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
3	更新工事に要した費用に係る領収書の写し
4	更新工事完了時の写真
5	新品の高効率給湯機器等を設置したことを確認できる書類（製品保証書、製品証明書等）の写し
6	更新工事を行った住宅の建物の登記事項証明書（交付決定者が権利部（甲区）に所有者として登記されているもの）の写し ※ 交付申請時に提出したものと内容に変更がない場合は不要
7	設置完了証明書の写し

別記様式第1号（第6条関係）

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付申請書兼誓約書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

手続代行者 所 在 地
名 称
代 表 者

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金について、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 更新工事の内容

取扱事業者の名称	
取扱事業者の所在地	
更新工事を行う住宅所在地	
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日

3 添付書類（下記書類をすべて確認の上、チェックを付けてください。）

- ☐ 補助金計算シート（高効率給湯機器用）及びCO2削減効果算定シート（高効率給湯機器用）
- ☐ 給湯機器等の機能及び計算に使用した数値が分かる製品カタログ等
- ☐ 登別市における納期の到来した市税等について未納がないことを証明する書類の写し
- ☐ 更新工事に要する費用が分かる書類（見積書等）の写し
- ☐ 既設の給湯器を確認できる工事着手前の現況写真
- ☐ 更新工事を行う住宅に常時居住していることを確認できる書類（住民票、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し
- ※ 当該申請時点で居住していない場合は登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書（別記様式第6号）に添付すること
- ☐ 更新工事を行う住宅の建物の登記事項証明書（申請者が権利部（甲区）に所有者として登記されているもの）の写し
- ※ 当該申請時点で当該住宅を所有していない場合は登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書（別記様式第6号）に添付すること

4 誓約事項等（内容を確認の上、□に✓をお願いします。）

☐ 下記に定められた事項にすべて誓約します。

- | |
|---|
| 1 申請者が登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。 |
| 2 申請者が同一の会計年度において、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金の交付を受けた者でないこと又は交付を受ける予定のない者であること。 |
| 3 申請者が当該申請時点で当該住宅に居住していない場合は、更新工事後に当該住宅に居住するものであること。 |
| 4 申請者が当該申請時点で当該住宅を所有していない場合は、更新工事後に当該住宅を所有するものであること。 |
| 5 申請者が更新工事を転売目的で行うものでないこと。 |
| 6 登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱8条に規定する交付の決定前に着手していないこと。 |
| 7 他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと。 |

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました標記補助金について、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 3 申請した内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、申請内容の変更が軽微である場合はこの限りではありません。
- 4 更新工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は更新工事の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 更新工事の完了の日から30日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。
- 6 住宅のエネルギー使用状況等について、市長の要求があったときは、必要な情報提供等に協力していただくことになります。
- 7 取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは売却し、廃棄し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、取得財産等の使用年数が法定耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
- 8 この補助金の交付の条件に違反したとき、更新工事の施工の方法等が不適当と認められるとき、又は申請等に不正の行為があると認められるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- 9 更新工事に関する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- 10 更新工事において、交付決定者と取扱事業者との契約、施工、製品等の品質・性能、引き渡し完了後の保守や保証等を市が保証するものではありません。また、更新工事を行う取扱事業者は建築基準法等の法令・法規を遵守しなければなりません。なお、万一上記に関する紛争が起きても市は関与しません。
- 11 この交付決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第3号（第7条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金について、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第4号（第8条関係）

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

手続代行者 所 在 地
名 称
代 表 者

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
次のとおり変更（中止）したいので、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付
要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 更新工事の変更（中止）内容

2 更新工事の変更（中止）理由

3 関係書類

- （1）更新工事の内容の変更等が分かる書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで（変更・中止）承認申請のありました標記補助金について、次のとおり決定しましたので、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認（不承認）の理由

2 補助金の額を 円から 円に変更します。

3 この決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第 6 号（第 9 条関係）

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

手続代行者 所 在 地
名 称
代 表 者

年 月 日付け登 第 号で交付決定（変更交付決定）を受けた標記補助金について、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 着手年月日（契約締結日又は発注日） 年 月 日
 - 2 完了年月日（設置完了日） 年 月 日
 - 3 添付書類（下記書類をすべて確認の上、チェックを付けてください。）
- ☐ 交付決定者の本人確認書類（住民票、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し（記載されている住所と更新工事を行った住宅の所在地が一致しているもの）
- ※ 交付申請時に提出したものと内容に変更がない場合は不要
- ☐ 更新工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- ☐ 更新工事に要した費用に係る領収書の写し
- ☐ 更新工事完了時の写真
- ☐ 新品の高効率給湯機器等を設置したことを確認できる書類（製品保証書、製品証明書等）の写し
- ☐ 更新工事を行った住宅の建物の登記事項証明書（交付決定者が権利部（甲区）に所有者として登記されているもの）の写し
- ※ 交付申請時に提出したものと内容に変更がない場合は不要
- ☐ 設置完了証明書の写し

別記様式第 7 号（第 9 条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金額確定通知書

年 月 日付け登 第 号で交付決定しました標記補助金について、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

確定額 _____ 円

別記様式第8号（第10条関係）

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

登別市高効率給湯機器等導入促進補助金について、登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
フリガナ	
口座名義	
口座番号	

※申請者氏名と口座名義人は同一としてください。

3 添付書類

- (1) 振込先を確認できる書類（通帳、インターネットでの表示画面等）の写し
- (2) 登別市高効率給湯機器等導入促進補助金交付決定通知書の写し
- (3) 登別市高効率給湯機器等導入促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書の写し

※ 交付決定額に変更がない場合は（3）の書類は不要